第 3 章　計画の基本理念と基本的考え方

１　計画の体系

基本理念と基本的考え方（第３章）

基本理念

（１）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
（２）市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
（３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

基本的考え方

（１）障害福祉サービスの提供体制の確保
①全国で必要とされる訪問系サービスの保障
②希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
④福祉施設から一般就労への移行等の推進
（２）相談支援の提供体制の確保
（３）障害児支援の提供体制の確保

成果目標（第４章）

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行
●施設入所者の削減
●地域生活移行者への増加

（２）入院中の精神障害者の地域生活への移行
●入院３か月時点の退院率の上昇
●入院後１年時点の退院率の上昇
●在院期間１年以上の長期在院者の退院者数の増加

（３）障害者の地域生活の支援
●地域生活支援拠点の整備

（４）福祉施設から一般就労への移行
●福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
●就労移行支援事業の利用者の増加
●就労移行支援事業所の就労移行率の増加

障害福祉サービス等の見込み量とその方策（第５章）

１．訪問系サービス
①居宅介護
②重度訪問介護
③同行援護
④行動援護
⑤重度障害者等包括支援

２．日中活動系サービス
①生活介護
②自立訓練（機能訓練）
③自立訓練（生活訓練）
④就労移行支援
⑤就労継続支援（Ａ型）
⑥就労継続支援（Ｂ型）
⑦療養介護
⑧短期入所
（ショートステイ）

３．居住系サービス
①共同生活援助
（グループホーム）
②施設入所支援

４．相談支援
①計画相談支援
②地域移行支援
③地域定着支援

５．地域生活支援事業

（１）必須事業
①理解促進研修・啓発事業
②自発的活動支援事業
③相談支援事業
④成年後見制度利用支援事業
⑤成年後見制度法人後見支援事業
⑥意思疎通支援事業
⑦日常生活用具給付等事業
⑧手話奉仕員養成研修事業
⑨移動支援事業
⑩地域活動支援センター事業

（２）任意事業
①日中一時支援事業
②訪問入浴サービス事業
③自動車改造助成事業
④障害児支援体制整備
⑤障害者虐待防止対策支援

６．障害児通所支援
①児童発達支援
②放課後等デイサービス
③保育所等訪問支援

７．障害児相談支援
①障害児相談支援

８．岡垣町独自の障害福祉施策
①障害者相談センター
②福祉タクシー料金補助事業
③介護用品（紙おむつ）給付サービス事業
④配食サービス事業
⑤お互いさま命のネットワーク事業
⑥心身障害者扶養共済金補助事業
⑦避難行動要支援者の支援
⑧優先調達物品の推進
⑨障害のある人と家族への支援
⑩障害を理由とする差別の解消の推進

※下線のある事業は本計画に新たに掲げる事業

２ 基本理念

本計画においては、国の基本指針に即し、次の３つの基本理念を示しています。

（１）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人を含めたすべての人が相互に人格と個性を尊重しながら、共に生きる社会（共生社会）の実現を目指して、障害のある人自身が自分に合った障害福祉サービスを選択し、必要な支援を受けながら、地域で自立と社会参画が行っていけるよう障害福祉サービスの提供基盤を関係機関と連携して整備します。

（２）市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、障害児が平等に障害福祉サービスを受けるため、障害の種別によらない一元的なサービスを町が主体となって提供する体制を整備します。

（３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を行うために、入所施設からの地域生活への移行、地域生活での継続支援、就労支援などの課題に対応できるサービス提供基盤の整備を進めます。また、障害者の地域での生活を支えるために、地域の社会資源や医療機関等と連携した基盤整備を検討します。

３ 基本的考え方

本計画においては、国の基本指針に即したサービスの基盤整備に関し、次の３つの基本的な考え方を示しています。

（１）障害福祉サービスの提供体制の確保

①全国で必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。）の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障します。

②希望する障害のある人等への日中活動系サービスの保障

希望する障害のある人等に日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいう。）を保障します。

③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてグループホームの充実を図り、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障害者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにします。

さらに、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備による地域生活支援の機能をさらに強化するため、グループホーム又は障害者支援施設に様々な機能を集約した拠点（地域生活支援拠点）の整備することを検討します。

④福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進め、福祉施設利用者の雇用の場を拡大します。

（２）相談支援の提供体制の確保

障害福祉サービスの利用に当たって作成されるサービス等利用計画は、利用者の希望に添った計画が作成されるよう引き続き体制の確保に努めます。

また、障害のある人からの相談に応じ、適切なサービス提供に繋げていくために社会的な基盤整備の状況を把握し、関係機関等と連携して身近な相談支援の提供に取り組みます。

（３）障害児支援の提供体制の確保

障害のある児童は、児童の教育や保育等の利用状況を踏まえ、障害福祉サービスや児童福祉法に基づく専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害のある児童やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図っていきます。